

平成 27 年度「放射線の健康影響に係る研究調査事業」  
研究課題についての評価方針

1. 目的

環境省が実施する「放射線の健康影響に係る研究調査事業（以下「本事業」という。）」について、「環境省研究開発評価指針」（平成 21 年 8 月 28 日、総合環境政策局長決定）に基づき、適正な評価を行い、研究内容、研究費の配分等への反映等を行うことにより、放射線による健康影響に関する研究の一層の効果的な実施を図る。

2. 評価体制等

(1) 評価体制等

- ① 環境省または環境省の指定する者は、評価委員会および推進委員会に関する設置要領に基づきそれぞれの委員会を設置する。
- ② 評価委員会及び推進委員会は、放射線による健康影響に関する研究に係る各研究課題の評価を行う。
- ③ 推進委員会は、新規研究課題の事前評価と評価委員による次年度研究計画案の評価結果に基づき、次年度研究継続の可否についての審議を行う。
- ④ 評価委員は、当該年度における研究成果の評価と次年度研究計画案の評価を行う。
- ⑤ 評価委員及び推進委員は、中立かつ公正で厳正な評価を行い、放射線による健康影響に関する研究が行政にとって有用な成果が得られるよう適切な助言を行う。
- ⑥ 評価委員及び推進委員は、評価に関し、知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(2) 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することに努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、優れた研究開発や研究者を発掘し、又はさらに伸ばして、より良いものとなるように適切な助言を行う。

(3) 被評価者の責務

被評価者は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究課題等に積極的に挑戦すること、研究の成果を挙げること、研究の成果が最終的には納税者である国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚する。

また、研究開発活動の一環として評価を受けることの重要性を十分に認識し、自らの係わる研究開発活動について評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明又は情報提供をする等、積極的に評価に協力する。

### 3. 評価の実施時期

各研究課題の評価は、「研究成果発表会」で評価委員が行う。また、新規研究課題の事前評価は、公募期限の終了後すみやかに、環境省から提供を受けた研究計画書を元に、推進委員が行う。さらに、次年度研究計画案の評価は、研究者からの提出後すみやかに、評価委員が行う。

### 4. 評価方法の周知等

#### (1) 評価方法の周知

評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価委員会及び推進委員会で決定した評価方法(評価手法、評価項目、評価基準、評価過程、評価手続等)について、被評価者である主任研究者等に周知する。

#### (2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施後、被評価者である主任研究者等に評価結果を開示し、その内容を説明し、研究計画への反映等の措置を講ずる。

### 5. 新規研究課題の事前評価の実施方法

新規研究課題の採用の可否を判断するための事前評価の項目(評価軸)および評価基準(評価の視点)は、次のとおりとする。

なお、研究者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価項目の他、研究課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についても必要に応じて説明を求めるものとする。

#### ① 研究内容の倫理性

- ・ 各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか
- ・ 倫理審査委員会の審査を受ける予定であるか

#### ② 環境保健行政課題との関連性

- ・ 与えられた課題について適切なアプローチをしているか
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故における放射線についての住民の健康管理及び健康影響の解明に資する内容であるか

#### ③ 研究計画の妥当性・効率性

- ・ 研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

#### ④ 研究遂行体制・能力

- ・ 研究者の研究業績や研究者の構成、施設の設備等の視点から、遂行可能な研究であるか
- ・ 研究者の構成の変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか

### 6. 当該年度における研究成果の評価の実施方法

当該年度における研究成果について評価する項目(評価軸)および評価基準(評価の視点)は、次のとおりとする。

なお、研究者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価項目の他、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果も幅広い視野から捉え、必要に応じて説明を求めるものとする。

① 研究計画の達成度

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか
- ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

② 研究成果の発展性、継続の必要性

- ・ 研究成果の発展が見込まれるか
- ・ 研究を継続する必要性はあるか

③ 環境行政に対する貢献度

- ・ 環境保健行政に対し、貢献できる成果が挙げられているか
- ・ 研究成果の社会的意義がどの程度あるか

7. 次年度研究計画案の評価の実施方法

研究課題を次年度も継続するかどうかを判断するための次年度研究計画書案の評価の項目(評価軸)および評価基準(評価の視点)は、次のとおりとする。

なお、研究者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価項目の他、次年度の研究課題の概要、これまでの研究の経緯、長期的展望等についても必要に応じて説明を求めるものとする。

① 研究内容の倫理性

- ・ 各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか
- ・ 倫理審査委員会の審査を受ける予定であるか

② 環境保健行政課題との関連性

- ・ 与えられた課題について適切なアプローチをしているか
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故における放射線についての住民の健康管理及び健康影響の解明に資する内容であるか

③ 研究計画の妥当性・効率性

- ・ 研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

④ 研究遂行体制・能力

- ・ 研究者の研究業績や研究者の構成、施設の設備等の視点から、遂行可能な研究であるか
- ・ 研究者の構成の変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか

⑤ 研究成果の発展性、継続の必要性

- ・ 研究を継続することにより、研究成果の発展が見込まれるか
- ・ 研究期間内に想定される成果を挙げるのに適切な内容となっているか

8. 評価結果の取扱い

すべての評価結果は、被評価者による説明や情報提供の努力と、評価者が評価対象を理解する努力を前提とし、評価者がその責任において確定することから、厳粛に受け止められる必要がある。

研究課題の評価結果は、評価の実施時期に応じて、下記のとおり活用する。

新規研究課題の事前評価結果は、被評価者に開示し、当該年度の研究計画について、研究内容の方向性や研究費等の配分の見直し等に反映するものとする。

当該年度における研究成果の評価結果は、推進委員会に報告するとともに、被評価者に開示し、次年度以降の研究分野や研究内容の方向性の検討、研究費等の重点的・効率的配分、研究計画の見直し等に反映するものとする。

次年度研究計画書案およびそれに対する評価委員会の評価結果は、推進委員会に提示し、推進委員の意見を聴取した上で、被評価者に開示し、次年度研究計画書の見直しや、研究継続の可否の判断等に反映するものとする。

以上